

## 飯塚市社会福祉協議会所有地売払 実施要項

### 1 物件の概要等

#### 【土地】

物件の表示	面積	地目
飯塚市平恒 608 番 1	4,314.07 m <sup>2</sup>	宅地
飯塚市平恒 777 番 3	1,775.90 m <sup>2</sup>	宅地
2 筆計	6,089.97 m <sup>2</sup>	

### 2 売却予定最低価格

22,600,000円

- (1) 現状有姿による売却とします。
- (2) 開発する際は、事前に飯塚市都市計画課との協議を必要とし、福岡県都市計画課の許可を必要とします。

### 3 売払の相手方の決定方法について

一般競争入札方式とします。

### 4 売却物件について

- (1) 本土地の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土地汚染、地盤沈下、地下埋設物が発見されても一切責任は負いません。
- (2) 飯塚市教育委員会による文化財事前調査は実施済みです。その結果、文化財は確認されていません。ただし工事等により文化財が発見された場合は、文化財保護に関する対応について飯塚市教育委員会文化課と協議してください。

### 5 応募者の資格

- (1) 法人、個人を問いません。
- (2) 市内居住を問いません。
- (3) 次に掲げる者は入札参加資格がなく、申込できません。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ていない者
  - ③ 暴力団対策法第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者
  - ④ 団体規制法第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者※上記に該当する者による申し込みが判明したときは、判明した時点で失格とします。  
また、売却相手方と決定し、売買仮契約を締結していた場合は、契約解除権を行使し契約は失効しますが、その責めは申込者が負います。

### 6 参加申込書等の提出

- (1) 参加申込書等の受付

受付期間：令和6年7月8日（月）から令和6年9月30日（月）まで

午前9時から午後5時まで（休日を除く）

提出先：社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 社協改革連携室  
飯塚市柏の森 956-4

提出方法：持参により提出してください。郵送は受付しません。受付はすべての書類が提出された時点で行います。

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 土地売却一般競争入札参加申込書（様式1）
- ② 誓約書兼承諾書（様式2）（※共有名義で申込みを行う場合は、申込者全員分が必要です。）
- ③ 役員等一覧（様式3）（法人の場合）・・・1部
- ④ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）・・・1部
- ⑤ 代表者の身分証明書（本籍地の市町村で交付）（個人の場合）・・・1部
- ⑥ 印鑑証明書・・・1部（※共有名義で申込みを行う場合は、申込者全員分が必要です。）

※提出書類への押印は、印鑑証明書で証明される実印を使用してください。

※④⑤⑥は提出日から3か月以内に発行されたものに限ります。

7 入札参加説明会について

入札参加説明会は行いません。実施要項を確認のうえお申し込みください。

8 入札書の提出について

申込者の参加資格等を確認後、後日、参加者には提出日を連絡いたします。おおよそ10月下旬を予定しています。

提出先：社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 社協改革連携室  
飯塚市柏の森 956-4

提出方法：持参または郵送により提出してください。郵送の場合は期日必着でお願いします。期限後到着の場合、辞退とみなします。

提出書類：入札書（様式4）・・・1部（封緘して提出してください。）

9 入札保証金について

入札保証金はありません。

10 落札者の決定について

(1) 入札書の開札は本法人理事及び監事の立ち合いのうえ、非公開で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が売却予定最低価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② ①に該当する者が2者以上あるときは、後日、当該者のみによる再度の入札又はくじ引きを行います。

## 1 1 仮契約及び手付金について

(1) 本土地の売買契約については、「社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会定款」等の規定により、理事会の承認及び飯塚市の社会福祉法人基本財産処分許可が必要です。

よって、落札者と「売買仮契約」を締結し、理事会の承認及び社会福祉法人基本財産処分許可後「仮契約」が「本契約」となります。承認及び許可を受けられなかった場合は、上記物件を売却することができませんので、ご了解のうえで申し込んで下さい。

承認及び許可が得られなかった場合は落札者に手付金を返還しますが、提出書類等は返却いたしません。返還金は無利息とします。

(2) 売買仮契約は結果通知日から 10 日以内の指定した日に締結するものとします。

(3) 仮契約締結時に手付金として売買代金の 1 割を納付してください。

## 1 2 売買代金の納付

手付金を差し引いた売買代金は、本契約締結後、指定する期間に一括納付することを原則とします。「指定する期間」はおおよそ 1 2 月を予定しています。

売買代金を指定する期間に納付できない場合は、締結済みの売買仮契約を解除いたします。この場合、売買代金の 1 割の額を違約金として請求します。違約金には納付済の手付金を充当します。

## 1 3 売却相手方の負担する費用及び所有権移転登記等

(1) 売買仮契約書に貼付する収入印紙代は双方折半としますが、添付する印鑑証明書等契約に関して要する一切の費用は落札者の負担となります。

(2) 売買代金が納付されたときに所有権が移転し、物件を引き渡したものとします。

(3) 所有権移転登記は、物件の引き渡し時に所有権移転登記申請手続に必要な書類を交付しますので、落札者において行ってください。

(4) 所有権移転登記の際に法務局へ納付する登録免許税及び登記費用は、落札者において負担してください。

(5) 公租公課については引渡日以後の納期分については落札者の負担とします。納入義務者が本法人の場合、納付は本法人において行いますので、請求に応じて本法人に納付してください。

## 1 4 問い合わせ先

本件についての問い合わせは、下記の F A X または電子メールでお願いします。

電話での問い合わせはご遠慮ください。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 社協改革連携室

〒820-0011 飯塚市柏の森 956-4

TEL0948-23-2210 FAX0948-23-2262

mail : renkei@iisha.or.jp